

邑楽町下水道事業における ウォーターＰＰＰの導入について

令和7年11月

邑楽町 都市計画課 下水道係

目次

1. 邑楽町下水道事業について
2. ウォーターPPPについて
3. 邑楽町の導入検討方針について
4. マーケットサウンディングについて
5. 導入までのスケジュールについて(予定)

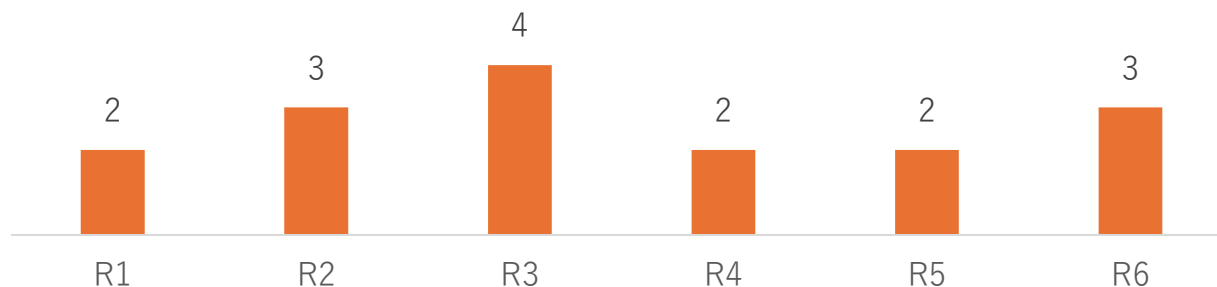
1. 邑楽町下水道事業について

【ヒト】 管理を担う職員の不足

現在、下水道施設の老朽化に対しては適切な維持管理が行われているものの、今後は老朽化の進行による業務の増加や職員の異動による執行体制の脆弱化、技術継承などの課題が見込まれます。

また、令和6年度に職員は増加しましたが、下水道に関する職員は最小限であり、職員不足がサービス維持に影響を与える恐れがあります。

職員数の推移（単位：人）

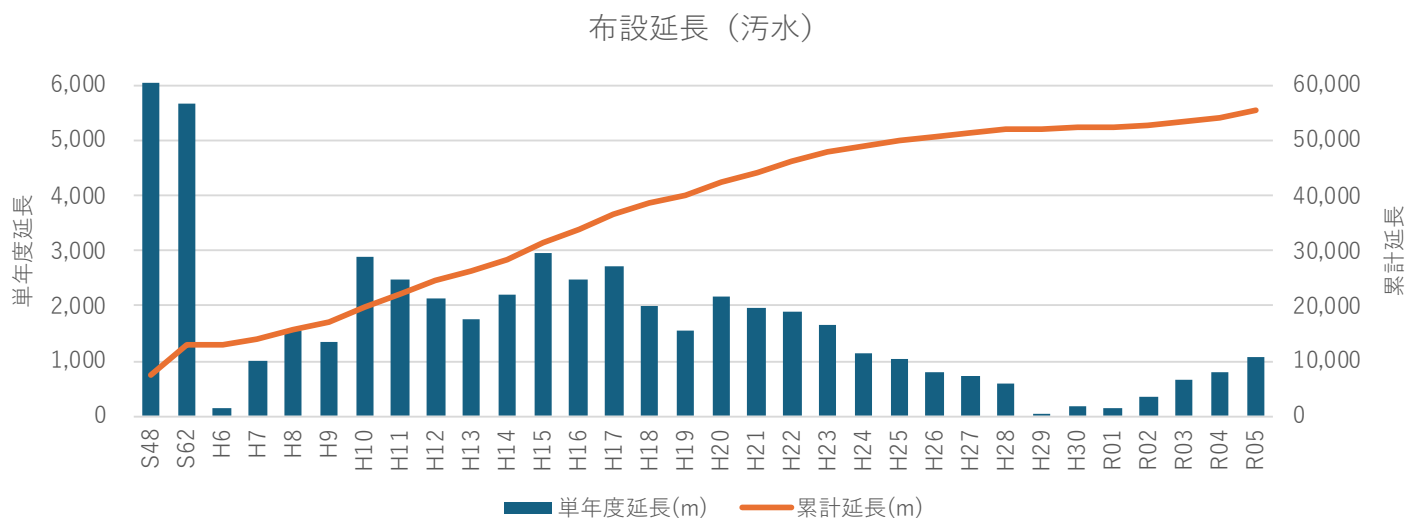


1. 邑楽町下水道事業について

【モノ】 将来的な老朽化施設の増加

管路施設、マンホールポンプ等の老朽化に適切に対応しない場合、道路陥没等の重大な事故が発生する可能性があります。

下水道施設（污水）については、布設から約50年が経過し、現在はストックマネジメント計画に基づいた改築が進められています。

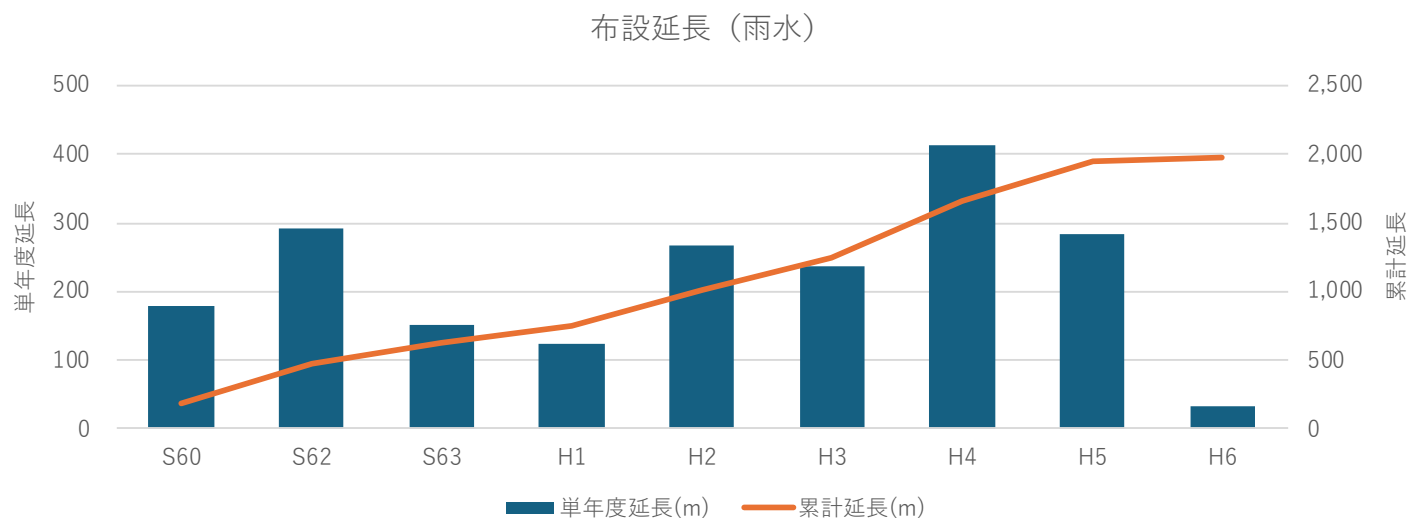


1. 邑楽町下水道事業について

【モノ】 将来的な老朽化施設の増加

下水道施設（雨水）については、布設から約40年が経過し、施設の老朽化が進行しています。

今後は、点検・調査を含む計画的な維持管理を進めるとともに、老朽化への対応を図っていくことが求められます。

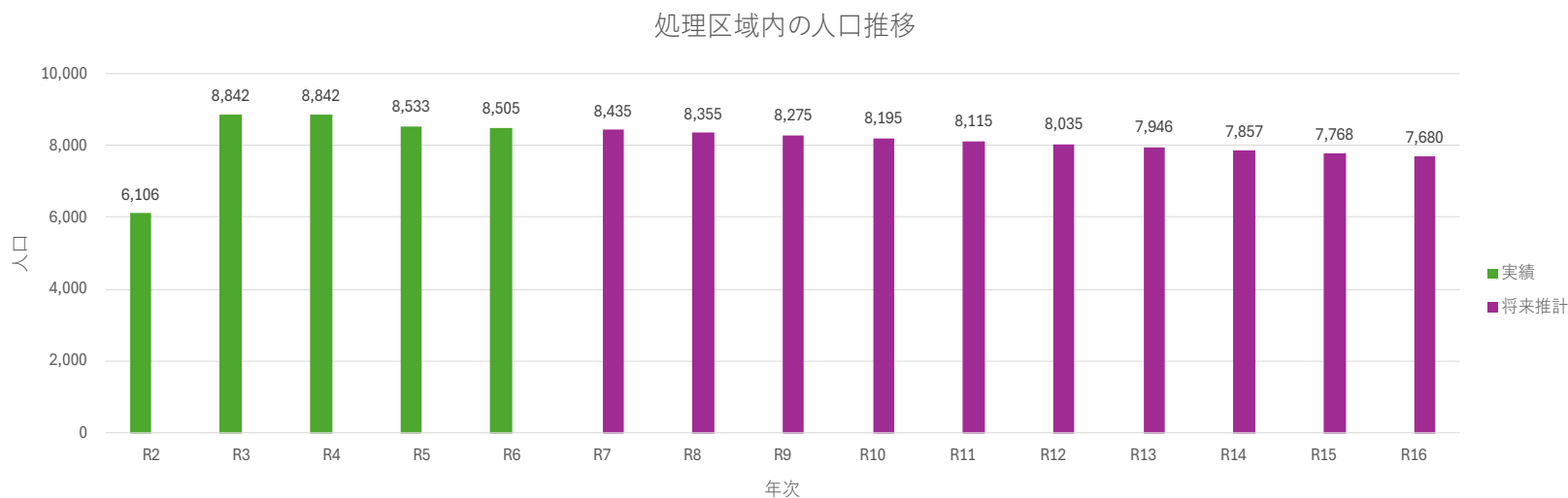


1. 邑楽町下水道事業について

【カネ】 計画的かつ効率的な維持管理・更新

将来的な人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれる一方、施設の維持管理や改築といった費用など、今後も財政負担の増加が予想されます。

効率的な運営と財政負担の平準化を図るため、民間の知見や手法を活用した検討が求められています。

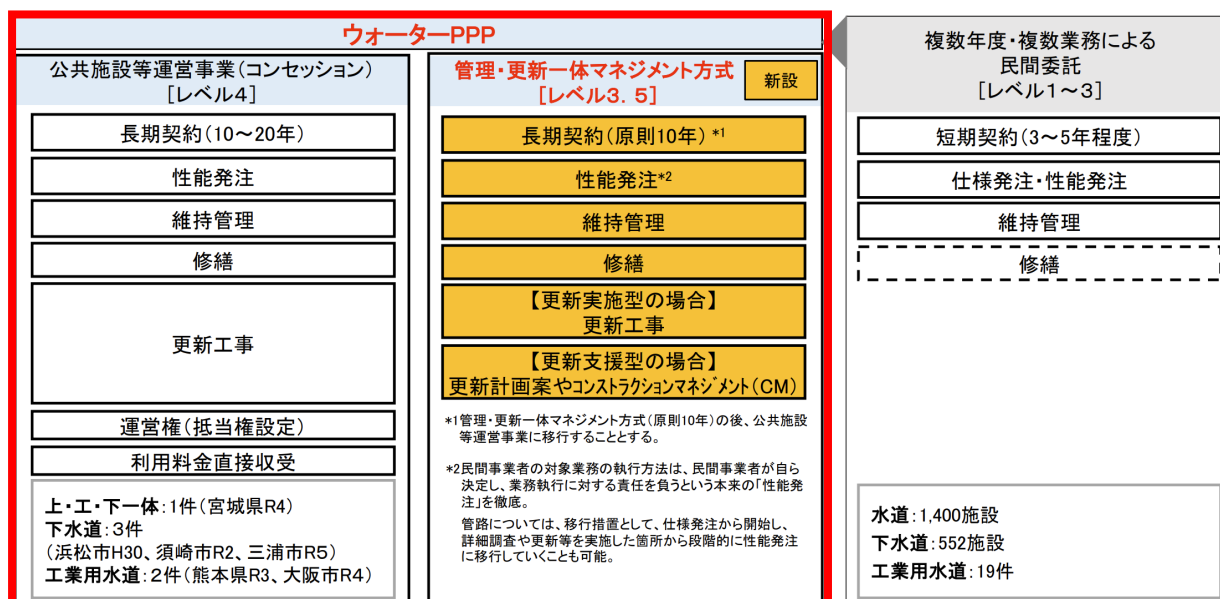


2. ウォーターPPPについて

ウォーターPPPの推進について

令和5年度に改定された「PPP/PFI推進アクションプラン」により、新たな官民連携として「ウォーターPPP」が示されました。

これは、従来の包括的民間委託を発展させ、自治体の課題解決に貢献することが期待されています。



出典: ウォーターPPPの概要 (内閣府)

2.ウォーターPPPについて

国費支援について

令和9年度以降、污水管の改築に係る国費支援（交付金等）に関して、ウォーターPPPの導入決定済み（入札・公募の開始）が原則※として要件化されました。

また、下水道ストックマネジメント支援制度と下水道総合地震対策事業における「管路の改築」や「計画策定や調査・診断」についても要件化の対象とされました。

国費支援の有無は今後の改築事業に大きな影響を与えるため、ウォーターPPPの導入が必要不可欠です。

※緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化は除く

3. 邑楽町の導入検討方針について

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3. 5] 新設
長期契約(10～20年)	長期契約(原則10年)*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事
運営権(抵当権設定)	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
利用料金直接収受	*1 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。
上・工・下一体: 1件(宮城県R4) 下水道: 3件 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道: 2件(熊本県R3、大阪市R4)	*2 民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

出典：ウォーターPPPの概要（内閣府）

邑楽町は、**ウォーターPPP(管理・更新一体マネジメント方式)【レベル3.5】**の導入を目指しています。

3. 邑楽町の導入検討方針について

【要件①長期契約（原則10年）】

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則 10 年とする。

引用元：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版 国土交通省

契約期間（事業期間）は、**10年間**を前提とします。

3. 邑楽町の導入検討方針について

【要件②性能発注】

性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

引用元：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版 国土交通省

性能発注を前提に検討を行います。**管路施設については、仕様発注から開始し、段階的に性能発注へと移行する方式**を検討中とします。

3. 邑楽町の導入検討方針について

【要件③維持管理と更新の一体マネジメント】

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

引用元：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版 国土交通省

コンストラクションマネジメント（CM）を含む『更新支援型』で検討を行います。

3. 邑楽町の導入検討方針について

【要件④プロフィットシェア】

事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

引用元：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版 国土交通省

プロフィットシェアの仕組みを導入します。
仕組みの詳細については、ガイドラインの内容を踏まえ検討します。

3. 邑楽町の導入検討方針について

【ウォーターPPPの対象施設・業務範囲】

まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

引用元：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版 国土交通省

公共下水道事業について、検討を行います。

3. 邑楽町の導入検討方針について

対象施設

事業種類		公共下水道事業 (汚水)	都市下水路事業 (雨水※)
供用開始		平成12年7月1日	平成7年6月1日 (都市下水路指定日)
処理区域内人口 (人)		8,533	-
処理区域面積 (ha)		242	-
集水面積 (ha)		-	131.0
施設	管路	55,359.65m	1,980m (事業実施延長)
	マンホール	1,573箇所	-
	マンホールポンプ	1箇所	-

※都市下水路事業について：令和8年度 事業計画変更の際に、公共下水道事業へ移管予定。

3. 邑楽町の導入検討方針について

対象業務

内容	備考	
資産管理・台帳管理	下水道台帳	
更新計画案作成		
維持管理	巡視・点検・調査	
修繕計画案の作成		
修繕の実施		
改築に係る設計		
モニタリング（民間連携）		
計画策定 （見直し・改定等）	東毛流域下水道(西邑楽処理区)関連 邑楽町公共下水道事業計画	現在は汚水のみ
	邑楽町 下水道ストックマネジメント計画	現在は汚水のみ
	邑楽町公共下水道事業経営戦略	
	雨水管理総合計画	

対象業務については、上記以外の業務も含め、民間事業者の参入意向調査（アンケート調査）の結果を踏まえて検討を行います。

3. 邑楽町の導入検討方針について

項目	検討中の事業内容
官民連携方式	管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）
事業期間	10年間（令和10年度より事業開始予定）
対象事業	公共下水道事業
対象施設	管路施設、マンホールポンプ
対象業務	前ページを参照

4.マーケットサウンディングについて

アンケート調査の概要	
提出期限	令和7年11月28日（金）17時まで
回答方法	町ホームページ掲載のアンケートフォームより
調査項目の概要	・ ウォーターPPP事業への関心や参入意欲 ・ ウォーターPPP事業の対象施設・対象業務 ・ 管路の性能発注 ・ プロフィットシェア
アンケート結果の公表	令和7年12月中旬以降

5.導入までのスケジュールについて(予定)

